

港区告示第二百八十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百二十条第一項の規定に基づき、麻布十番セントラルハイツマンション敷地売却組合の設立を認可したので同法第二百二十三条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月五日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

麻布十番セントラルハイツマンション敷地売却組合

二 売却マンションの名称及びその所在地

(一) 名称

麻布十番セントラルハイツ

(二) 所在地

東京都港区麻布十番二丁目八番十三号

三 事務所の所在地

東京都千代田区麹町三丁目十二番七号

四 設立認可の年月日

令和六年八月五日

五 事業年度

毎年七月一日から翌年六月三十日まで

六 公告の方法

事務所又は現地に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。